



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月15日(火) 第9741号

目次

ページ

告示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 2
- 同 2
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同) 3
- 土地改良区連合役員の就任の届出(農村整備課) 3
- 都市計画道路変更の県原案(都市計画課) 4
- 公聴会の開催(同) 4

■ 告 示

◎群馬県告示第164号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

楽山荘－1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱6号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	地番
1	桐生市	堤町一丁目	2816番1
2	同	同	同
3	同	同	1948番4
4	同	同	1958番1
5	同	同	2816番48
6	同	同	2812番24

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県桐生土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年10月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人境いきいきアイ
- 3 代表者の氏名 田中敏嗣
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市境伊与久476番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、私たちの住む境地域の振興と文化の向上と、住みよい住環境を実現するために、より広い地域住民の知恵と力を結集し地域活性化を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ

部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年10月3日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人地域創造マネジメント
- 3 代表者の氏名 小林洋
- 4 主たる事務所の所在地 利根郡みなかみ町小仁田506番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、利根沼田地域で、観光や農業の基幹産業を最大限に活性化させ生産年齢人口の増加を図る事業を行い、地域の福祉・教育・インフラなどの発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年10月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬わんにゃんネットワーク
- 3 代表者の氏名 飯田有紀子
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市和田多中町303番地1
- 5 定款に記載された目的 今日、日本はかつてないペットブームの中にあります。しかし、動物愛護の精神に於いては、先進諸外国に大きく遅れを取っている事是否めません。2006年6月には、動物愛護法が改正され、動物への虐待や遺棄に対する罰則も強化されましたが、改正動物愛護法のより広くへの認知と共に、より一層の動物愛護の精神を啓蒙する事が必要とされています。

この法人は、「動物の愛護及び管理に関する法律」・「群馬県動物の愛護及び管理に関する条例」の主旨に基づき、動物愛護の精神の高揚を図り、人と動物の共生に配慮し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養に資する為、営利を目的とせず、地域住民に対して動物愛護及び動物の生存権の庇護に関する動物愛護精神を啓蒙・啓発・高揚に導く各種事業を行い、動物の遺棄・虐待を防止し、動物と飼い主・地域住民とのより良い暮らしを応援する為の情報提供・啓発活動に努め、見捨てられた動物たちの譲渡支援にも取り組み、動物たちと地域住民が共に生きる住み良い街作り及び環境の保全に努めると共に、子供たちへの命の大切さ・動物愛護への気風を招来し、動物への理解と愛護の精神を広め、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川上流	理 事	再 任	新井章夫	太田市西長岡町604番地
	同	同	石原康男	同 北金井町421番地
	同	同	小林邦男	同 藪塚町820番地
	同	同	小島秀一	同 同 1723番地
	同	同	藤生博	同 同 2683番地
	同	同	塚田健一	同 山之神町545番地3
	同	同	金子久夫	同 大原町351番地2
	同	同	松永元男	同 大久保町88番地3
	同	同	武井章	みどり市笠懸町阿左美1387番地
	同	同	大澤貞雄	同 笠懸町鹿3847番地
	監 事	同	高木信行	桐生市相生町二丁目829番地1
	同	同	伊藤修一	太田市山之神町63番地1
	同	同	須藤喜代志	みどり市笠懸町阿左美1320番地

桐生都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画道路中3・6・35号新桐生南線を廃止する。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、桐生都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 開催期日及び場所 令和元年11月8日(金)午後1時30分から 桐生市役所605会議室
- 作成しようとする都市計画の案 桐生都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土

整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課において、令和元年10月15日(火)から同月29日(火)まで閲覧に供する(ただし、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。))

- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、令和元年10月29日(火)までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。

- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

桐生都市計画道路の変更(3・6・35号新桐生南線の廃止)に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 山本 一太 あて				
令和元年10月15日付け群馬県報に登載された桐生都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所		電話番号
		氏名	印	年齢
				職業
2	都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要)			
3	意見の要旨(別紙のとおり)			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111